

何が変わるの？

4月1日から

気を付けることは？



岩手大2年
白川実祐さん

こんな大人になる！

改正内容をよく理解し、難題にぶつかったときには周りの人と協力して解決していきます。

成年年齢 ▶ 20歳 ▶ 18歳

4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。成年年齢が18歳になってできることとできないことを確認しましょう。

☎生涯学習課 ☎639-9046 ID 1039045

岩手大2年
工藤弓華さん

こんな大人になる！

今までは守られる立場でしたが、自分自身で正しい判断ができる大人になります。

18歳になったらできること

- ・保護者の同意がなくても契約できる
(例) 携帯電話を契約する
ローンを組む
クレジットカードを作る
一人暮らしの部屋を借りる など
- ・10年有効のパスポートを取得できる
- ・公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取得できる
- ・女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳になる
- ・性同一性障害の人が性別の取り扱いの変更審判を受けられる など



20歳にならないとできないこと

- ・飲酒、喫煙をする
- ・競馬や競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)を買う
- ・養子を迎える
- ・大型、中型自動車運転免許を取得する など



政府広報
オンライン



消費者庁
ホームページ



消費者トラブルに注意！

一人で契約ができるようになると、詐欺などの消費者トラブルに注意が必要です。うまい話はうのみにせず、少しでも気になることがある場合は、家族や周りの人に相談するなど慎重に行動しましょう。万が一、トラブルになった場合は、消費者ホットライン「188(局番なし)」か市消費生活センターにご相談ください。

☎市消費生活センター ☎624-4111

市消費生活センターは、学校などでの出前講座を実施しています。未然にトラブルを防止するため、成年年齢が引き下げられることによる注意点を解説しています。保護者会などの集まりにも講師を派遣しますので、市消費生活センターへお問い合わせください。



昨年度の県立大での様子

令和5年以降の「盛岡市成人のつどい」は、これまで通り20歳の人を対象に「盛岡市二十歳のつどい」として開催します

市史編さんだより vol.3

市史の構成を紹介します

市は、平成31年4月に市制施行130周年を迎えたことを契機として、盛岡市史の編さんに取り組んでいます。これまでにまとめた市史の構成などを紹介します。

☎市史編さん室 ☎603-8024 ID 1032998

市史の刊行物は3種類



- ・分野別に7つの章で構成。章の順番は表のとおり
- ・通史編と資料編はそれぞれ600~700ページ、写真集は約200ページ
- ・全てA4判縦で横書き、カラー刷り
- ・年代は既刊市史の内容以降の昭和30年代から平成の終わりまでですが、令和の今につながっていることも含めます

表 通史編と資料編の章	
1	行財政
2	都市計画・環境・防災
3	産業
4	保健福祉
5	教育
6	文化・スポーツ
7	市民活動

令和5年度末に刊行予定

資料編と写真集は、令和5年度末に刊行する予定です。総勢30人ほどの大学の先生や歴史に詳しい市民、市や県の元職員の皆さんにご協力いただきながら、令和4年度は資料の調査研究や執筆を進めていきます。

刊行を楽しみにお待ちください。

新型コロナワクチン情報

3回目接種 集団接種のお知らせ

市は、3回目の新型コロナワクチンの集団接種を実施しています。 ※3月16日時点の情報です

▶使用ワクチン：武田/モデルナ製

※使用ワクチンは変更する場合があります

▶対象：2回目接種から6カ月経過した18歳以上

表 集団接種の会場と日程など

会場	日程	予約開始
SGプラザ (青山四丁目46-15)	4月3日(日)	受け付け中
	4月10日(日)	
	4月24日(日)	
盛岡タカヤアリーナ (本宮五丁目4-1)	4月16日(土)	
	4月17日(日)	
	4月30日(土)	
	5月1日(日)	

※会場の駐車場には限りがあります。公共交通機関の利用にご協力ください

※早く来場しても入場できません。予約時間に来場してください

ワクチン接種の予約はこちら

▶推奨 インターネット予約
(24時間受付)

URL : <https://vc.liny.jp/032018>



▶推奨 ライン予約
(24時間受付)

2次元コードから市公式アカウントに「友だち」申請して予約画面へ



▶コールセンターでの電話予約

☎0120-220-489 (通話料無料)
※9時~18時(土・日曜、祝日を含む)

◆盛岡市に転入した人へ

新型コロナワクチンの接種には、接種日に住民登録している市町村が発行した接種券が必要です。転入後に接種を希望する場合は、市ホームページから接種券発行申請をするか、市新型コロナワクチンコールセンターへお問い合わせください。

☎市新型コロナワクチンコールセンター

☎0120-220-489

接種券発行申請はこちら

▶転入後に1・2回目の接種を受ける場合
【広報ID】1035346



▶転入後に3回目接種を受ける場合
【広報ID】1037759



今月号の「もりけんに挑戦」はお休みしました

広報もりおかへのご意見をお待ちしています
アンケート専用フォームから、特集や各記事への意見をお寄せください。あなたの意見が広報もりおかを育てます。



編集後記

長い冬が過ぎ、ようやく心弾む季節になりましたね。外に出て芸術文化ポータルサイトを使いながら、まちなかにある「芸術文化」に触れてみたいと思います。(津川)

